

# 特定建設作業のしおり

R5.4

特定建設作業を実施する場合は、当該作業を開始する日の7日前（届出日及び作業開始日を除く7日前）までに、当該作業を行う区役所生活環境課に届出書を提出しなければなりません。

## 1 特定建設作業

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、指定地域内において3ページの表中○印の機械を使用する作業のことです。（「ー」印の作業は該当しません。）

ただし、当該作業が作業を開始した日に終わる場合は特定建設作業から除かれます。

なお、低騒音、超低騒音型機械として国土交通省告示で指定されたバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーについては対象外です。（下記ステッカーが貼付してあるもの）

右図のステッカーが添付された建設機械（「'97基準値」と記載）については、「特定建設作業実施届出」の必要はありません。

**注意！**  
「建設省指定'89」と記載された建設機械については指定が取り消されており、届出が必要ですのでご注意ください。





「'97」であるもの

※特定建設作業は、原則として日・祝日に行うことはできません。作業日の例外については2ページの「適用除外について」をご覧ください。

## 2 届出の手續

◎ 届出義務者は、工事の施工方法・工期を統括管理している元請業者です。

1) 届出の期限：特定建設作業開始の7日前（届出日及び作業開始日を除く7日前）までに提出してください。（7日前が閉庁日にあたるときはその前日までに提出）

**例** 作業開始日：7月13日（金）  
⇒ 届出期限：7月5日（木）

日	月	火	水	木	金	土
				5	6	7
8	9	10	11	12	13	

     届出期限           作業開始日

2) 届 出 先：特定建設作業を行う場所の区役所生活環境課

3) 提 出 部 数：2部（届出書・添付書類）

4) 添 付 書 類：工事現場の付近見取図

特定建設作業の工程を明示した工事工程表

道路使用許可証の写し等（道路使用許可条件等で夜間や日曜、休日に作業する場合のみ必要）

5) 本 人 確 認：押印を求める手続きの見直しに伴い、届出書への押印が不要となりました。

今後は、届出時に本人確認をさせていただくこととしております。なお、従来通り届出書に押印（届出者印）がなされている場合は、本人確認を省略いたします。

### 工程表記入例

月・日	7/5	6	7	⑧	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯	17	18	19
使用機械	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月祝	火	水	木
バイプロハンマ															
ブ レ ー カ ー															
備 考	日・祝日は作業を行わない。 <span style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">    </span> 特定建設作業														

## 3 作業にあたってのお願い

近年、建設工事に伴う騒音・振動・粉じん等の苦情が多発しています。作業開始にさきだち周辺住民に工法・作業日程等の説明を十分に行い、周辺の生活環境を損なうことのないよう、できるだけ低騒音・低振動の工法や機械を採用したり、防音シート等の設置や散水等によって騒音、粉じんを極力抑えるなどし、苦情の未然防止に努めてください。

## 4 指定地域

図面は環境局環境保全課に備え縦覧しています。

### 1) 騒音規制法

(平成9年3月31日福岡市告示第74号 最終改正 令和3年3月29日福岡市告示第119号)

区域の区分	用途地域等
第1種区域	第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域
第2種区域	主として、第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域(容積率200%)・市街化調整区域・都市計画区域外
第3種区域	主として、近隣商業地域(容積率300%)・商業地域・準工業地域
第4種区域	主として、工業地域・工業専用地域
除外地域	福岡空港

### 2) 振動規制法

(平成9年3月31日福岡市告示第77号 最終改正 令和2年3月23日福岡市告示第93号)

区域の区分	用途地域等
第1種区域	主として、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域(容積率200%)・市街化調整区域・都市計画区域外
第2種区域	主として近隣商業地域(容積率300%)・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域
除外地域	福岡空港・工業専用地域及び臨港地区の一部

## 5 規制基準

区分 規制種別	騒音		振動	***適用除外
	*1号区域	*2号区域	**1号区域	
敷地境界における騒音・振動の大きさ	85デシベル以下		75デシベル以下	—
作業ができる時間	7時～19時	6時～22時	7時～19時	①②③④
1日における延作業時間	10時間以内	14時間以内	10時間以内	①②
同一場所における作業期間	連続6日以内			①②
日曜その他の休日における作業	禁止			①②③④⑤

#### \*騒音の地域区分

1号区域：騒音規制法による指定区域のうち第1種、第2種、第3種区域の全域及び第4種区域のうち学校等の敷地の周囲80m以内の区域

2号区域：1号区域以外の区域

#### \*\*振動の地域区分

1号区域：振動規制法による指定区域全域（指定区域図中の斜線部分は振動規制法の指定区域から除外されているので規制対象外です。）

#### \*\*\*適用除外について

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号 平成12年3月28日 環境庁告示16号改正)

- ① 災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ② 人の生命・身体危険防止のため必要な場合
- ③ 鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④ 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）条件が付された場合
- ⑤ 変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

なお、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しくそこなわれると認められる場合は、改善勧告または改善命令の対象となります。

① 特定建設作業の種類

特定建設作業		騒音	振動	備 考	
くい打機 ・ くい抜機 ・ くい打くい 抜機	既成 くい	ディーゼルパイルハンマ	○	○	
		ドロップハンマ	○	○	
		もんけん(人力)	—	—	
		油圧ハンマ	○	○	
		エアーハンマ	○	○	
		バイプロハンマ	○	○	
		油圧圧入、ワイヤ圧入	※	—	※ くい打機及びくい抜機は届出対象 圧入式くい打くい抜機(サイレントパイラ 等)は対象外
	場所 打くい	プレボーリング工法 (アースオーガ+直打工法)	—	○	
		プレボーリング工法 (アースオーガ+根固め)	—	—	
		中堀工法 (アースオーガ+直打工法)	—	○	
		オールケーシング工法 (ベント工法)	—	—	
		アースドリル工法	—	—	
		リバースサーキュレーション工法	—	—	
地中連続壁工法	—	—			
びょう打機	リベットハンマ	○	—	びょう打機以外(インパクトレンチ、電動レン チ、油圧レンチ等)は対象外	
さく岩機	さく 岩機 さく孔を主とする	ハンドハンマ (ジャックハ ンマ、シンカ)	○	—	1日50m以上移動する作業を除く
		レグドリル (レグハンマ)	○	—	
		ストーパ	○	—	
		ドリフタ	○	—	
	ブ レ ー カ ー	ジャイアントブレーカー	○	○	1日50m以上移動する作業を除く コンクリートカッター、コンクリート 圧砕機 (ニブラ等) は対象外
		油圧ブレーカー	○	○	
		クローラドリル	○	○	
		ハンドブレーカー	○	—	
		電動ピック	○	—	
空 気 圧 縮 機 (定格出力15kw以上)		○	—	電動式のもの、または、さく岩機の動力とし て使用するものは除く	
コンクリートプラント(0.45m <sup>3</sup> 以上)		○	—	モルタル製造用プラントを除く	
アスファルトプラント(200kg以上)		○	—		
鋼球		—	○		
舗装版破碎機 (ハンマを落下させるもの)		—	○	1日50m以上移動する作業を除く	
バックホウ (定格出力80kw以上)		○	—	低騒音、超低騒音型機械として国土交通 省告示で指定されたものを除く	
トラクターショベル(定格出力70kw以上)		○	—		
ブルドーザー(定格出力40kw以上)		○	—		

## 6 電子申請について

令和5年4月より電子申請でも届出を受け付けます。具体的な申請方法については、市ホームページに掲載している「オンライン申請マニュアル」をご確認ください。

なお、オンライン申請に関するお問い合わせは申請を行う区役所生活環境課へお願いします。

### 提出先（作業を行う場所の区役所生活環境課）

東 区生活環境課	東区箱崎2丁目54-1	TEL 645-1024
博多区生活環境課	博多区博多駅前2丁目8-1	TEL 419-1070
中央区生活環境課	中央区大名2丁目5-31	TEL 718-1092
南 区生活環境課	南区塩原3丁目25-1	TEL 559-5101
城南区生活環境課	城南区鳥飼6丁目1-1	TEL 833-4087
早良区生活環境課	早良区百道2丁目1-1	TEL 833-4343
西 区生活環境課	西区内浜1丁目4-1	TEL 895-7053